

コーポレートガバナンス の基本方針

2018年10月26日 改定

株式会社 福井銀行

第1章 総則

(コーポレートガバナンスの基本方針の目的)

第1条 コーポレートガバナンスの基本方針（以下、「本基本方針」という。）は、最適なコーポレートガバナンスの実践を通して、株式会社福井銀行（以下、「当行」という。）が持続的に成長し、中長期的な企業価値を向上させることで、当行の存在意義を示した企業理念を実現し、当行が「地域で最も信頼され、支持される銀行」となるとともに、株主のみなさまにも当行の株式を安心して長期的に保有していただけるようになることを目的としております。

2. 本基本方針は、当行の役職員が常に意識しながら行動する拠り所の一つとするとともに、当行の取締役会決議をもって対外的に公表することで、当行のあらゆるステークホルダーに対してコミットメントするとともに、ステークホルダーに対する責任を果たしていくことを目指しております。

(コーポレートガバナンスの基本的な考え方)

第2条 当行は、常に最適なコーポレートガバナンスを追求し、その充実に継続的に取り組んでおります。

2. 当行は、当行の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図る観点から、意思決定の透明性・公正性を確保するとともに、保有する経営資源を最大限に活用し、迅速・果敢な意思決定により経営の活力を増大させることがコーポレートガバナンスの要諦であると考え、次の基本的な考え方に沿って、コーポレートガバナンスの充実に取り組んでおります。

- (1) 株主のみなさまの権利の尊重及び平等性の確保
- (2) 株主のみなさまを含むステークホルダーの利益の考慮及びステークホルダーとの適切な協働
- (3) 非財務情報を含む会社情報の適切な開示及び透明性の確保
- (4) 独立社外取締役が中心的な役割を担う体制の構築及び取締役会による業務執行の監督機能の実効性向上
- (5) 持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けた株主のみなさまとの建設的な対話の実施

第2章 株主権利の尊重及び平等性の確保

(株主総会)

第3条 当行は、株主のみなさまが株主総会議案の十分な検討期間を確保し、適切に議決権を行使することができるよう、早期に定時株主総会の招集通知を当行ホームページ等に掲載するとともに、株主のみなさまにご郵送することとしております。

2. 当行は、インターネットで議決権を行使する仕組みを採用するなど、株主総会に出席しない株主を含む全ての株主のみなさまが適切に議決権を行使することができる環境（株主総会開催日の日程の適切な設定を含む。）の整備に努めることとして

おります。

(株主の平等性の確保)

第4条 当行は、株主のみなさまの平等性の確保に努めるとともに、株主間で情報格差が生じないように適時適切に情報開示を行うこととしております。

(株式の政策保有及び政策保有株式に係る議決権行使に関する基本方針)

第5条 当行は、取締役会において、「上場株式の政策保有に関する基本方針」及び「政策保有株式に係る議決権行使に関する基本方針」を別途定め、開示することとしております。これらの基本方針は、当行が行う判断が、当行及び投資先企業双方の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するものであることを前提としております。

第3章 ステークホルダーの利益の考慮

(倫理基準及び利益相反)

第6条 当行は、当行の役職員が常に倫理的に行動することを確保するため、当行の取締役会において、「コンプライアンス基本方針」、「反社会的勢力隔絶宣言」及び「利益相反管理基本方針」を別途定め、開示することとしております。

2. 当行は、当行の役員及び主要株主等との取引を行う場合には、その取引が当行や株主共同の利益を害することがないように、また、そうした懸念を惹起することがないように、取締役会等において、取引の重要性やその性質に応じた手続きを定めております。

(ステークホルダーとの関係)

第7条 当行の取締役会は、当行の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けて、当行の株主のみなさまのみならず、地域社会、お客さま、債権者その他の様々なステークホルダーの利益を考慮するとともに、これらのステークホルダーとの適切な協働に努めることとしております。

2. 当行は、当行の役職員が、違法又は非倫理的な慣行についての懸念を、当行の監査委員や社外の非業務執行取締役及び当行顧問弁護士を窓口として取締役会に伝えることができ、また、この行為によって当行から不利益な取扱いを受けることがない旨を、行内規程である「コンプライアンスマニュアル」に規定しております。

第4章 適切な情報開示と透明性の確保

(内部統制システム等に関する当行の方針の開示)

第8条 当行の取締役会は、会社法その他の適用ある法令に基づき、当行の内部統制システム及びリスク管理に関する当行の方針を決定し、それぞれを「内部統制システムの

基本方針」及び「リスク管理の基本方針」として適時適切に開示することとしております。

2. 当行の取締役会は、会社法及び金融商品取引法その他の適用ある法令並びに適用ある金融商品取引所規則に従って、公正、詳細、かつ平易な方法によって、財務及び業務に関する事項を開示することとしております。

第5章 取締役会等の責務

第1節 取締役会・取締役に関する運営方針

(指名委員会等設置会社を選択している理由)

第9条 当行は、コーポレートガバナンスの一層の強化を図っていくにあたり、「指名委員会等設置会社」が、次に掲げる理由により最も有効であると考え、「指名委員会等設置会社」の組織形態を選択しております。

- (1) 業務執行と監督の分離により、コーポレートガバナンス態勢の一層の強化が可能であること
- (2) 業務執行の決定権限の執行役への委任により、業務執行のスピードアップが可能であること
- (3) 社外取締役が過半数を占める「指名委員会」、「監査委員会」、「報酬委員会」の各委員会が取締役人事や役員報酬の決定並びに監査を実施するため、経営の透明性の一層の向上が可能であること

(取締役会・取締役の役割)

第10条 当行の取締役会は、当行の目指すところとして、企業理念及び企業理念に基づいた経営戦略や経営計画を策定するとともに、これらの達成に向けて、全役職員が共通認識をもって行動することができる行動基準を示し、自らも率先して効率的かつ実効的なコーポレートガバナンスを実現することを通して、当行が持続的に成長し、中長期的な企業価値の最大化を図ることについて責任を負うこととしております。

2. 当行の取締役会は、法令上、取締役会における決議事項とされている経営の基本方針等の決定並びに取締役会が選任した執行役等の職務の執行の監督を主な役割としております。
3. 当行の取締役会は、迅速な業務執行によるスピード感並びに実効的な企業経営の実現及び取締役会による執行役等に対する監督強化を目的として、法令上取締役会における決議事項とされている事項以外の業務執行の決定を、取締役会が選任する執行役に委任することとしております。
4. 当行の取締役は、取締役会の構成員又は就任した委員会の委員として、執行役又は他の取締役等から報告・説明を受け、必要に応じて質問・指摘・指示等を行うこと等により、取締役会による執行役等が適切なリスクテイクを行うための意思決定及び執行役等の職務の執行の監督並びに委員会の職務を遂行することとしております。
5. 当行の社外取締役は、前項の職務を担うほか、経営の基本方針等の業務執行の決定

並びに執行役等の職務の執行の監督にあたっては、株主のみなさまをはじめとした社外ステークホルダーの視点に立ち、当行の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上が実現可能か、という観点から検討・判断し、取締役会全体の実効性について意見を表明することを役割としております。

(取締役会の構成)

- 第11条 当行の取締役会の員数は、定款上の員数である12名以内とすることとしております。
2. 当行の社外取締役（会社法第2条第15号に規定する社外取締役であって、12条第2項各号に掲げる事項を充足する者をいう。）の員数は、「指名委員会等設置会社」として、「指名委員会」、「監査委員会」、「報酬委員会」の各委員会を組成するにあたり、全委員会において社外取締役が過半数を占めるのに十分な員数を確保することとしております。
 3. 指名委員会は、「社外取締役の独立性基準（社外取締役候補者選任基準）」を別途定め、適時適切に開示することとしております。

(取締役の選任)

- 第12条 当行の社内取締役（社外の非業務執行取締役以外の取締役をいう。）候補者については、次に掲げる事項並びに指名委員会が定める選任基準を充足する者としております。
- (1) 当行の業務に関し専門知識を有すること
 - (2) 経営判断能力及び経営執行能力にすぐれていること
 - (3) 指導力、決断力、先見性、企画力にすぐれていること
 - (4) 取締役として相応しい人格・識見を有すること
2. 当行の社外取締役候補者については、次に掲げる事項を充足する者としております。
- (1) 経営者としての豊富な経験を有すること、または法律、会計、財務若しくは経済等の職業的専門家としての地位にあり、豊富な経験を有していること
 - (2) 社外取締役として相応しい人格・識見を有すること
 - (3) 当行が定める社外取締役の独立性基準に照らし、当行の経営からの独立性が認められること

(取締役の解任)

- 第13条 指名委員会は、当行の取締役が次に掲げるいずれかの行為を行った場合、解任議案の付議を検討することとしております。
- (1) 法令又は定款に違反する行為、又はそのおそれのある行為を行った場合
 - (2) 故意又は重過失により銀行に重大な損害を生じさせる行為を行った場合
 - (3) 忠実義務に反して取締役が自己若しくは第三者の利益をはかる行為を行った場合
 - (4) 銀行の信用を著しく毀損する行為を行った場合
 - (5) 取締役候補者選任基準を満たさなくなった場合
 - (6) その他上記各号に準ずる場合

(取締役会の運営)

第14条 当行の取締役会の審議・発言を促進させ、かつ円滑な運営を図るため、次に掲げる運営面での体制を構築しております。

- (1) 当行の取締役会の年間の開催スケジュール及び予想される審議事項について決定し、予め取締役、執行役に通知しております。
 - (2) 当行の取締役会開催日前に社外取締役に対して取締役会資料を配布するとともに、「社外取締役連絡会」を開催して、社外取締役に対する事前説明及び質疑応答を行っております。
2. 当行の取締役会は、必要に応じて、取締役以外の者を出席させ、その報告と意見を聞くことができることとしております。

第2節 執行役に関する運営方針

(執行役の役割)

第15条 当行の執行役は、次に掲げる職務遂行を担っております。

- (1) 当行の取締役会の決議により取締役会から委任された業務執行の決定
- (2) 当行の業務執行

(執行役の構成・選任)

第16条 当行の執行役の員数は、定款上の員数である10名以内とすることとしております。

2. 当行は、当行の経営者として取締役から委任された業務執行の決定及び業務執行の統括的な役割を担う者を執行役として選任することとしております。
3. 当行の取締役会の決議により執行役の中から代表執行役を選任するとともに、執行役頭取等の役付執行役を若干名定めることとしております。

(執行役の解任)

第17条 取締役会は、当行の執行役が次の各号の一つに該当する場合は、その決議により、執行役を解任することができることとしております。

- (1) 執行役として不正、不当または背信を疑われる行為があったとき
- (2) 執行役としての適格性に欠けるとき
- (3) 執行役の職務遂行の過程またはその成果が不十分であり、引続き執行役として職務を続けさせることが不相当であると取締役会が判断したとき
- (4) 法令、定款または当行の諸規程に反する行為がなされたとき
- (5) その他、執行役としてふさわしくない行為または言動があったとき

(執行役による運営)

第18条 執行役頭取は、当行の業務を統括することとしております。

2. 執行役は、執行役全員で構成する経営会議を設置し、取締役会から委任された執行役の職務のうち重要な事項については合議により決定することとしております。
3. 当行の経営会議の決議により、目的毎に重要な執行役の職務の決定を行う会議を設置することができることとしております。

第3節 指名委員会に関する運営方針

(指名委員会の役割)

第19条 指名委員会は、当行の経営から十分に独立した立場にある社外取締役が中心となり、第20条に定める事項及び取締役人事の客観性や透明性を確保することを役割としております。

(指名委員会の構成・委員の選任)

第20条 指名委員会は、委員3名以上で構成することとしております。

2. 指名委員会は、その過半数を社外取締役とすることとしております。
3. 指名委員会の委員長は、当該委員会の決議により社外取締役の中から選任することとしております。

(指名委員会の運営)

第21条 指名委員会は、「取締役候補者選任基準」を決定するとともに、株主総会に提出する取締役の選任及び解任に関する議案の内容を決定することとしております。

2. 指名委員会は、必要に応じて、委員以外の者を出席させ、その報告と意見を聞くことができることとしております。

第4節 報酬委員会に関する運営方針

(報酬委員会の役割)

第22条 報酬委員会は、当行の経営から十分に独立した立場にある社外取締役が中心となり、第23条に定める事項及び役員報酬の客観性や透明性を確保することを役割としております。

(報酬委員会の構成・委員の選任)

第23条 報酬委員会は、委員3名以上で構成することとしております。

2. 報酬委員会は、その過半数を社外取締役とすることとしております。
3. 報酬委員会の委員長は、当該委員会の決議により社外取締役の中から選任することとしております。

(報酬委員会の運営)

第24条 報酬委員会は、取締役及び執行役が受けとる個人別の報酬等の内容の決定に関する方針を決定し、適時適切に開示することとしております。

2. 前項で定める方針に基づき、取締役及び執行役が受けとる個人別の報酬等の内容を決定することとしております。
3. 報酬委員会は、必要に応じて、委員以外の者を出席させ、その報告と意見を聞くことができることとしております。

第5節 監査委員会に関する運営方針

(監査委員会の役割)

第25条 監査委員会は、取締役及び執行役の職務の執行について、独立した客観的な立場か

ら、適法性、妥当性、及び効率性の監査を行うこととしております。

2. 前項の監査を行うにあたり、監査委員会は取締役、執行役及び使用人に対する職務の執行に関する事項の報告を求める権限、当行の業務及び財産の状況を調査する権限を有することとしております。

(監査委員会の構成・委員の選任)

第26条 監査委員会は、委員3名以上で構成することとしております。

2. 監査委員会は、その過半数を社外取締役とすることとしております。
3. 監査委員会の委員長は、当該委員会の決議により社外取締役の中から選任することとしております。
4. 監査委員会の委員のうち少なくとも1名は、財務・会計に関する適切な知見を有する者としております。
5. 監査委員会の委員となる社内取締役は非業務執行取締役とすることとしております。

(監査委員会の運営)

第27条 監査委員会は、取締役会の監督機能の一翼を担い、取締役及び執行役の職務執行を監査することとしております。

2. 監査委員会は、取締役会で決議した内部統制システムの構築及び運用の状況を監視し検証を行うこととしております。
3. 監査委員会は、執行役による子会社等の管理に関する職務の執行の状況を監視し検証を行うこととしております。
4. 監査委員会は、法定開示情報等の作成及び開示体制の構築及び運用の状況を監視し検証を行うこととしております。
5. 監査委員会は、取締役及び執行役が行う競業取引及び利益相反取引等について監視し検証を行うこととしております。
6. 監査委員会は、株主総会に提出する会計監査人の選任及び不再任並びに解任に関する議案の内容を決定することとしております。
7. 監査委員会は、当行の業績及び財産の状況の調査その他の監査職務を実効的かつ効率的に執行するため、内部監査部門等と緊密な連携体制を整備することとしております。
8. 監査委員会は、必要に応じて、委員以外の者を出席させ、その報告と意見を聞くことができることとしております。

第6節 取締役会の実効性向上に向けた施策

(取締役及び執行役の研鑽及び研修)

第28条 取締役(社外取締役を含む。)及び執行役は、その役割を果たすために、就任の際、また就任後も、当行の経営戦略、財務状態、法令遵守、コーポレートガバナンスその他の事項に関して、常に能動的に情報を収集し、研鑽を積むこととしております。

2. また、当行は取締役(社外取締役を含む。)及び執行役に対して、その役割と責務に係る知識の習得と理解を深めることを目的として、就任の際、また就任後も、必要に応じて、行内外研修への参加の機会を提供することとしております。

(社外取締役連絡会)

第29条 当行は、毎月、社外取締役による「社外取締役連絡会」を開催することとしております。

2. 社外取締役連絡会には、必要に応じて、社外取締役以外の者を出席させ、その報告と意見を聞くことができることとしております。
3. 社外取締役連絡会の代表者は、取締役会規程に基づいて、予め定めた取締役の順序における最上位の社外取締役とすることとしております。
4. 社外取締役連絡会では、次に掲げる事項について議論等を行うこととしております。
 - (1) 次回の取締役会における議案・報告内容に対するの当行従業員との質疑と応答
 - (2) 当行の事業及びコーポレートガバナンスに関する事項等についての議論
5. 代表者は、社外取締役連絡会の進行及び前項で議論した事項の取り纏めを行うとともに、必要に応じて、取り纏め結果を取締役会に報告することができることとしております。
6. 社外取締役連絡会は、前4項の議論に加えて、少なくとも年に1回、取締役会に関する評価についての議論を行うこととしております。
7. 代表者は、前項で議論した事項の取り纏めを行うとともに、取り纏め結果を取締役会に報告することとしております。
8. 社外取締役連絡会は、必要に応じて、いつでも、社内取締役、執行役及び従業員に対して説明若しくは報告を求め、又は行内資料の提出を求めることができることとしております。

(取締役会の実効性についての分析・評価)

第30条 当行の取締役会は、取締役会の実効性の一層の向上を目的として、毎年、取締役会において、社外取締役連絡会が行った取締役会に関する評価結果に基づき、取締役会全体の実効性についての分析・評価を行うこととしております。

2. また、当該分析・評価の結果の概要を適時適切に開示することとしております。
3. 取締役会は、前1項で分析・評価した結果に基づき、取締役会全体の実効性の向上を図るうえで改善が必要と判断する事項については、即時対応を行うこととしております。

第6章 株主との対話

(株主との対話)

第31条 当行は、株主のみなさまとの双方の建設的な対話を促進し、これにより当行の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けたコーポレートガバナンスの実現を図ることを、当行が上場会社としての責任を果たす上での最重要課題の1つと位置付け、次に掲げる施策を実施することとしております。

- (1) 株主のみなさまとの対話に関する統括者の指定

IRの所管部署である経営企画グループの担当執行役を、株主のみなさまとの対

話の促進に向けた取組みに関する業務統括者としております。

(2) 当行全体での取組み促進と課題の共有

株主のみなさまの対話の促進に向け、当行全体が横断的にその取組みに努めるとともに、当該対話において検出した課題について、経営企画グループにて取り纏め、広く当行全体で共有することとしております。

(3) 個別面談以外の対話の手段の充実に係る取組み

株主総会での当行事業に関する十分な情報開示の確保に加え、当行の主要営業基盤である福井県を中心に定期的に会社説明会を開催することにより、株主との緊密なコミュニケーションの実現に努めることとしております。

(4) 株主のみなさまの意見及び懸念の取締役会への報告

株主のみなさまとの対話において把握した意見や当行に対する懸念を経営企画グループにおいて取り纏め、その重要性や性質に応じ、定期的に当行の取締役会に報告することとしております。

(5) インサイダー情報の管理

株主のみなさまの実質的な平等性を確保するため、当行の重要情報については、適時かつ公平に広く開示するものとし、一部の株主のみなさまに対してのみ提供することがないよう、その情報管理の徹底に努めることとしております。

第7章 改廃

(方針の改廃)

第32条 本基本方針の改廃は、当行の取締役会の決議によることとしております。

以 上

制定 2015年9月11日

改定 2018年10月26日